

2021年8月30日

各位

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES

代表取締役社長 CEO 水留 浩一

スシロー店舗における食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社の連結子会社であります株式会社あきんどスシロー（本社：大阪府吹田市）が運営する「スシロー小松島店」（徳島県小松島市）におきまして、ノロウイルスを原因とする食中毒事故が発生いたしました。

発症されたお客様とご家族の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様および今後当該店舗をご利用予定の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

本日、所轄である徳島県徳島保健所（以下、所轄保健所）より当該店舗の営業停止の処分がございましたのでお知らせいたします。なお当該店舗は、状況が判明した2021年8月27日より自主的に営業を停止しております。

記

1. 食中毒事故の内容について

当該店舗にて2021年8月20日から22日にかけてお食事をされた8グループ24名のお客様から下痢・おう吐・発熱等の症状が確認されました。

所轄保健所の調査の結果、お客様11名、従業員6名の便からノロウイルスが検出されたこと、症状および潜伏期間がノロウイルスによるものと一致すること、お客様に共通する食事が当該店舗で調理、提供された食事に限られること、他に共通の感染経路がないことから、当該店舗にて調理、提供された食事を原因とする食中毒であるとの判断をいただきました。

所轄保健所より、本件は食品衛生法第6条第3号の規定に違反しており、危害拡大防止および再発防止策を講じる必要があるとのご指示をいただき、当該店舗を2021年8月30日より処分に対する営業停止といたしました。なお当該店舗は、状況が判明した2021年8月27日より自主的に営業を停止しております。

2. 行政処分の内容について

処分店舗：スシロー小松島店（徳島県小松島市）

所轄保健所：徳島県徳島保健所

処分年月日：2021年8月30日

処分の理由：食品衛生法第6条第3号の規定に違反したため

病因物質：ノロウイルス

営業停止期間：2021年8月30日から2021年9月2日まで

3. 現行の衛生管理体制及び再発防止策について

当社グループでは、日頃より衛生管理の徹底を目的とした従業員教育および社内体制の整備を推進しておりますが、この度はこのような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、今般の命令を厳粛に受け止め深く反省し、当該店舗においては所轄保健所の指導に従い、店舗設備・食材並びに従業員の衛生管理等を改善いたします。加えて、今後の再発防止に向けて、全従業員の衛生管理意識の向上及び衛生管理の実施・徹底により、衛生管理体制を一層強化し、全従業員が食の安全・安心の確保に努めてまいり所存でございます。

- (1) 当社グループの従業員に対する食材保管時および調理時の衛生管理の再徹底
- (2) 当社グループの従業員の健康管理チェックの再徹底
- (3) 上記を含めた衛生管理マニュアルの遵守徹底

以上

【 本件に関するお問い合わせ先 】

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES

カスタマーサポート課

電話番号：06-6368-1012 (10:00～17:00)